

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「課」の下に「、所」を加え、同条第二項中「課に、」の下に「それぞれ」を加え、「中欄に掲げる」及び「置き、」の下に「所又は」を加え、「ため、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表に

室	名	を	所又は室名
---	---	---	-------

に改め、同表の体育保健課の項の前に

次のように加える。

義務教育課	幼児教育センター
-------	----------

第五条第二十四号、第二十六号及び第二十九号中「課」の下に「、所」を加える。

第八条第一号及び第二号中「他の課」の下に「、所」を加え、同条第六号中「助言」の下に「(幼児教育センターの所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第七号中「課」の下に「、所」を加え、同条第十号中「特別支援教育課」の下に「及び幼児教育センター」を加える。

第八条の二第九号中「課」の下に「、所」を加える。

第九条第四号中「課」の下に「、所」を加え、同条に次の一号を加える。

十一 くじゅうアグリ創生塾に関すること。

第十一条の四第九号中「、社会体育施設」を「その他のスポーツ施設」に改め、同条第

十二号中「県営体育施設」を「県立スポーツ施設」に改める。

第十一条の五を次のように改める。

(幼児教育センターの分掌事務)

第十一条の五 幼児教育センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 幼児教育関係職員の研修に関すること。
  - 二 幼児教育の助言に関すること。
  - 三 幼児教育に係る情報の収集及び提供に関すること。
  - 四 幼児教育に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 第十二条(見出しを含む。)中「課」の下に「、所」を加える。
- 第十八条の表以外の部分中「課」の下に「、所」を加え、同条の表中

「課、室又は班名」を「課、所、室又は班名」に改め、同表の課長の項の次

に次のように加える。

所	長	幼児教育センター	上司の命を受け、所の事務を掌理する。
---	---	----------	--------------------

第十八条の表の健康対策・管理監の項中「県営体育施設」を「県立スポーツ施設」に改め、同表の参事の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「又は課」の下に「、所」を加え、同表の課長補佐の項中「必要な課」及び「、課」の下に「、所」を加え、同表の主任社会教育主事の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「、課」の下に「、所」を加え、同表の副主幹の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「、課」の下に「、所」を加え、同表の主査の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「、課」の下に「、所」を加え、同表の社会教育主事補の項中「及び室」を「、所、室」に改め、同表の専門員の項中「及び室」を「、所、室」に改め、「、課」の下に「、所」を加える。

第二十八条中「課」の下に「、所」を加える。

第三十条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 大分県立くじゅうアグリ創生塾

(大分県教育功労者表彰規則の一部改正)

第二条 大分県教育功労者表彰規則(昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「室長及び局長」を「所長及び室長」に改める。

(大分県教育センター管理規則の一部改正)

第三条 大分県教育センター管理規則(昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「各課」の下に「・所」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

#### 提案理由

幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園及び保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、幼児教育センターを設置するなど、組織の改正等を行いたいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条〜第三条（略）

第一条〜第三条（略）

第二章 教育庁  
第一節 本庁の組織

第二章 教育庁  
第一節 本庁の組織

（課、所、室又は班の設置及び名称）  
第四条（略）

（課、所、室又は班の設置及び名称）  
第四条（略）

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、それぞれ中欄に掲げる所又は室を置き、所又は室の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる班を置く。

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、中欄に掲げる室を置き、室の事務を分掌させるため、下欄に掲げる班を置く。

課名	所又は室名	班の名称
義務教育課	幼児教育センター	
体育保健課	屋内スポーツ施設建設推進室	

課名	室名	班の名称
（新設）	（新設）	
体育保健課	屋内スポーツ施設建設推進室	

（教育改革・企画課の分掌事務）  
第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

（教育改革・企画課の分掌事務）  
第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

一〜二十三（略）  
二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事。こと。  
二十五（略）  
二十六 本庁の課、所及び室の総務系事務に関する事（総務事務センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。）の所掌に係る事項を除く。）。  
二十七・二十八（略）  
二十九 その他他の課、所及び室の所掌に属しないこと。

一〜二十三（略）  
二十四 本庁の課、及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事。こと。  
二十五（略）  
二十六 本庁の課、及び室の総務系事務に関する事（総務事務センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。）の所掌に係る事項を除く。）。  
二十七・二十八（略）  
二十九 その他他の課、及び室の所掌に属しないこと。

第五条の二〜第七条の二（略）

第五条の二〜第七条の二（略）

<p>第十一条の五 幼児教育センターにおいて、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 幼稚園教育の指導及び助言(幼児教育センターの所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>七 市町村立学校教職員の研修(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>八 九 (略)</p> <p>十 特別支援教育課及び幼児教育センターの庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。)に関すること。</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 特別支援教育に係る研修(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 県立学校教職員の研修(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>五 十 (略)</p> <p>十一 くじゅうアグリ創生塾に関すること。</p> <p>第十条 第十一条の三 (略)</p> <p>(体育保健課の分掌事務)</p> <p>第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 学校体育施設その他のスポーツ施設及び学校給食施設・設備に関すること。</p> <p>十 十一 (略)</p> <p>十二 県立スポーツ施設に関すること。</p> <p>十三 十五 (略)</p> <p>(幼児教育センターの分掌事務)</p>
--	---

<p>第十一条の五 削除</p>	<p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育(他の課、及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課、及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 幼稚園教育の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 市町村立学校教職員の研修(他の課、及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>八 九 (略)</p> <p>十 特別支援教育課の庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。)に関すること。</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 特別支援教育に係る研修(他の課、及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 県立学校教職員の研修(他の課、及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>五 十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十条 第十一条の三 (略)</p> <p>(体育保健課の分掌事務)</p> <p>第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 学校体育施設、社会体育施設、及び学校給食施設・設備に関すること。</p> <p>十 十一 (略)</p> <p>十二 県営体育施設 に関すること。</p> <p>十三 十五 (略)</p>
------------------	---

- 一 幼児教育関係職員の研修に関すること。
- 二 幼児教育の助言に関すること。
- 三 幼児教育に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 四 幼児教育に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

第十一条の六 (略)

(各課、所及び室の共通事務)

第十二条 第四条に掲げる課、所及び室においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課、所及び室の所掌事務に関し、それぞれ次の事務をつかさどる。  
一・二 (略)

第十三条～第十六条の六 (略)

第五節 職制

第十七条～第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所、室又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

健康対策・管理	(略)	室長	所長	課長	職名	職務
体育保健課	(略)	(略)	幼児教育センター	(略)	課、所、室又は班名	上司の命を受け、所の事務を掌理する。
健康対策・管理	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上司の命を受け、幼児・児童・生徒の健康対策及び県立ス

第十一条の六 (略)

(各課、及び室の共通事務)

第十二条 第四条に掲げる課、及び室においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課、及び室の所掌事務に関し、それぞれ次の事務をつかさどる。  
一・二 (略)

第十三条～第十六条の六 (略)

第五節 職制

第十七条～第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、(新設)室又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

健康対策・管理	(略)	室長	(新設)所長	課長	職名	職務
体育保健課	(略)	(略)	(新設)センター	(略)	班名、室又は	上司の命を受け、幼児・児童・生徒の健康対策及び県営体
健康対策・管理	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上司の命を受け、幼児・児童・生徒の健康対策及び県立ス

(略)	社会教育主事	(総括)社会教育主事	主任社会教育主事	(略)	主幹	(略)	課長補佐	(略)	参事	体育・スポーツ振興監	監
(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	
(略)	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、室若しくは班の事務を処理する。	(略)	スポーツ施設の管理運営に関する事務を処理する。

(略)	社会教育主事	(総括)社会教育主事	主任社会教育主事	(略)	主幹	(略)	課長補佐	(略)	参事	体育・スポーツ振興監	監
(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	必要な課、所又は班	(略)	必要な課、所、室又は班	(略)	
(略)	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、室若しくは班の事務を処理する。	(略)	育施設の管理運営に関する事務を処理する。

副主幹	主任学芸員	社会教育主事補	主査	主査 (総括)
必要な課、 又は 班、所、室	(略)	必要な課、 又は 班、所、室	必要な課、 又は 班、所、室	(略)
上司の命を受け、課、所、室 又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、社会教育に 関する事務に従事する。	上司の命を受け、課、所、室 又は班の事務を処理する。	(略)

第十九条～第二十七条 (略)

(職員数)  
第二十八条 本庁の課、所及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。

第二十九条 (略)

第三章 教育機関及び附属機関  
(教育機関)

第三十条 法第三十条の規定により設置された教育機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、学校を除き、次のとおりである。

- 一 大分県教育センター
- 二 大分県立くじゅうアグリ創生塾
- 三 大分県立図書館
- 四 大分県立香々地青少年の家

副主幹	主任学芸員	社会教育主事補	主査	主査 (総括)
必要な課、 及び室 又は 班	(略)	必要な課、 及び室 又は 班	必要な課、 及び室 又は 班	(略)
上司の命を受け、課、 又は班の事務を処理する。 室	(略)	上司の命を受け、社会教育に 関する事務に従事する。	上司の命を受け、課、 又は班の事務を処理する。 室	(略)

第十九条～第二十七条 (略)

(職員数)  
第二十八条 本庁の課、及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。

第二十九条 (略)

第三章 教育機関及び附属機関  
(教育機関)

第三十条 法第三十条の規定により設置された教育機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、学校を除き、次のとおりである。

- 一 大分県教育センター
- 二 大分県立図書館
- 三 大分県立香々地青少年の家



九|八|七|六|五|  
大分県立九重青少年の家  
大分県立歴史博物館  
大分県立先哲史料館  
大分県立埋蔵文化財センター  
大分県立総合体育館

第三十一条〜第三十三条 (略)

八|七|六|五|四|  
大分県立九重青少年の家  
大分県立歴史博物館  
大分県立先哲史料館  
大分県立埋蔵文化財センター  
大分県立総合体育館

第三十一条〜第三十三条 (略)

○大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>所長及び室長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>室長及び局長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>

○大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所・室、教育事務所等との連絡調整等に関する事務を処理する。</p> <p>10～19（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所・室、教育事務所等との連絡調整等に関する事務を処理する。</p> <p>10～19（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>

# 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

## 1 改正理由

幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児教育センター」を新設するなど、平成31年度の組織改正等に必要な規則改正を行うもの

## 2 主な改正内容

### (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正

#### ① 「義務教育課」に所を新設

幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児教育センター」を新設する。あわせて、教育庁の本庁組織に「所」を追加する。

(第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条、第11条の5、第12条、第18条、第28条関係)

#### ② 「くじゅうアグリ創生塾」の新設

「大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例（平成30年大分県条例第48号）」に基づき、「くじゅうアグリ創生塾」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の教育機関として新設する。

(第9条、第30条関係)

#### ③ 「体育施設」に係る規定の整備

「大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年大分県条例第40号）」により、条例上「体育施設」が「スポーツ施設」に改められたことに伴い、規定を整備する。

(第11条の4、第18条関係)

### (2) 大分県教育功労者表彰規則の一部改正

「幼児教育センター」の新設（上記(1)の①）に伴い、教育功労者の推薦者に幼児教育センター所長を加える。

(第4条関係)

### (3) 大分県教育センター管理規則の一部改正

「幼児教育センター」の新設（上記(1)の①）に伴い、教育センター指導主事の連絡調整業務の対象となる所属に幼児教育センターを加える。

(第4条関係)

## 3 施行期日

公布の日（平成31年4月1日）

## 平成31年度大分県教育委員会の組織改正(概要)

### 《本 庁》

#### ①「幼児教育センター」の新設

- ◆ 幼児教育に係る研修を一元的に行い、県内の幼稚園、認定こども園、保育所に勤務する幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の資質・能力の向上を図るため、義務教育課内に「幼児教育センター」を新設する。

現行	改正案														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">義務教育課</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>           管理予算班            義務教育指導班            幼児教育推進班            学力向上支援班         </td> </tr> </table>	義務教育課		課長	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">義務教育課</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>           管理予算班            義務教育指導班            幼児教育推進班            学力向上支援班         </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>幼児教育センター</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	義務教育課		課長	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班	<table border="1"> <tr> <td>幼児教育センター</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		幼児教育センター	<table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table>	所長	所員
義務教育課															
課長	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班														
義務教育課															
課長	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班														
<table border="1"> <tr> <td>幼児教育センター</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		幼児教育センター	<table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table>	所長	所員										
幼児教育センター															
<table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>所員</td> </tr> </table>	所長	所員													
所長	所員														

### 《地方機関・教育機関》

#### ②「くじゅうアグリ創生塾」の新設

- ◆ 「大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例」に基づき、「くじゅうアグリ創生塾」を「公の施設」(地方自治法第244条第1項)及び「教育機関」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条)として新設する。

現行	改正案					
<table border="1"> <tr> <td>新設</td> </tr> </table>	新設	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">くじゅうアグリ創生塾</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>事業課</td> </tr> </table>	くじゅうアグリ創生塾		所長	事業課
新設						
くじゅうアグリ創生塾						
所長	事業課					

## 平成31年度教育庁組織(本庁)の改正

## 平成30年度 教育庁

## 教育改革・企画課

総務班	改革企画班
広報・調整班	法務班
経理班	

## 教育人事課

企画・研修班	教育庁人事班
小中学校人事班	県立学校人事班
採用試験・免許班	給与制度班
給与管理班	

## 教育財務課

企画・予算班	学校運営支援班
情報化推進班	施設管理班

## 福利課

管理予算班	健康支援班
-------	-------

## 学校安全・安心支援課

安全・安心企画班
いじめ・不登校対策班
学校防災・安全班

## 義務教育課

管理予算班	義務教育指導班
幼児教育推進班	学力向上支援班

## 新 設

## 特別支援教育課

企画班・整備班	指導班
---------	-----

## 高校教育課

管理予算班	高校教育指導班
産業教育指導班	高校改革推進班
グローバル人材育成推進班	

## 社会教育課

管理予算班	生涯学習推進班
社会教育班	

## 人権・同和教育課

管理予算班	人権教育推進班
-------	---------

## 文化課

教育文化班	文化財班
-------	------

## 体育保健課

管理予算班	学校保健・食育班
学校体育班	生涯スポーツ班
競技力向上対策班	

屋内スポーツ施設建設推進室

## 平成31年度 教育庁

## 教育改革・企画課

総務班	改革企画班
広報・調整班	法務班
経理班	

## 教育人事課

企画・研修班	教育庁人事班
小中学校人事班	県立学校人事班
採用試験・免許班	給与制度班
給与管理班	

## 教育財務課

企画・予算班	学校運営支援班
情報化推進班	施設管理班

## 福利課

管理予算班	健康支援班
-------	-------

## 学校安全・安心支援課

安全・安心企画班
いじめ・不登校対策班
学校防災・安全班

## 義務教育課

管理予算班	義務教育指導班
幼児教育推進班	学力向上支援班

## 幼児教育センター

## 特別支援教育課

企画班・整備班	指導班
---------	-----

## 高校教育課

管理予算班	高校教育指導班
産業教育指導班	高校改革推進班
グローバル人材育成推進班	

## 社会教育課

管理予算班	生涯学習推進班
社会教育班	

## 人権・同和教育課

管理予算班	人権教育推進班
-------	---------

## 文化課

教育文化班	文化財班
-------	------

## 体育保健課

管理予算班	学校保健・食育班
学校体育班	生涯スポーツ班
競技力向上対策班	

屋内スポーツ施設建設推進室

## 平成31年度地方機関・教育機関(学校を除く)の改正

## 平成30年度 地方機関・教育機関

## 中津教育事務所

総務課 指導課

## 別府教育事務所

総務課 指導課

## 大分教育事務所

総務課 指導課

## 佐伯教育事務所

総務課 指導課

## 竹田教育事務所

総務課 指導課

## 日田教育事務所

総務課 指導課

## 教育センター

総務企画部  
 総務担当 企画・調査研究担当  
 教科研修部  
 基本研修担当 専門研修担当  
 情報教育担当  
 特別支援教育部  
 教育相談部

## 新 設

## 大分県立図書館

総務企画課  
 総務企画担当 資料管理担当  
 サービス課  
 児童サービス担当  
 調査相談・郷土情報担当  
 学校・地域支援課  
 図書館・学校支援担当  
 地域学習支援担当

## 香々地青少年の家

事業課

## 九重青少年の家

事業課

## 歴史博物館

総務課 企画普及課  
 学芸調査課

## 先哲史料館

## 埋蔵文化財センター

総務課 企画普及課  
 調査第一課 調査第二課

## 総合体育館

(指定管理者制度)

## 平成31年度 地方機関・教育機関

## 中津教育事務所

総務課 指導課

## 別府教育事務所

総務課 指導課

## 大分教育事務所

総務課 指導課

## 佐伯教育事務所

総務課 指導課

## 竹田教育事務所

総務課 指導課

## 日田教育事務所

総務課 指導課

## 教育センター

総務企画部  
 総務担当 企画・調査研究担当  
 教科研修部  
 基本研修担当 専門研修担当  
 情報教育担当  
 特別支援教育部  
 教育相談部

くじゅうアグリ創生塾  
事業課

## 大分県立図書館

総務企画課  
 総務企画担当 資料管理担当  
 サービス課  
 児童サービス担当  
 調査相談・郷土情報担当  
 学校・地域支援課  
 図書館・学校支援担当  
 地域学習支援担当

## 香々地青少年の家

事業課

## 九重青少年の家

事業課

## 歴史博物館

総務課 企画普及課  
 学芸調査課

## 先哲史料館

## 埋蔵文化財センター

総務課 企画普及課  
 調査第一課 調査第二課

## 総合体育館

(指定管理者制度)